

出展製品の試乗に関する覚書

_____(以下甲といいます。)及び株式会社ナノオプト・メディア(以下乙といいます。)は、乙が運営する2019年10月3日及び4日開催の「ネクストモビリティ Expo2019」(以下「本件イベント」といいます。)において甲が出展する製品(小型車輛)に本件イベントの来場者を試乗させること(以下「本件試乗」といいます。)に関し、以下のとおり合意する。

第1条(本件試乗の実施)

甲は、本件イベントにおいて、自己の責任において、本件イベントの来場者の中から本件試乗に参加する者(以下「試乗者」という。)を募り、本件試乗を実施できるものとする。

第2条(本件試乗の日時場所)

1. 甲は、本件イベントの運営事務局が指定する日時場所においてのみ、本件試乗を実施するものとし、それ以外の日時場所で本件試乗を実施しないものとする。
2. 甲は、本件試乗の実施場所が本件イベントにおける共用のスペースであることを十分理解し、当該場所の専用その他本件イベントの趣旨に反する行為をしてはならないものとする。
3. 甲は、本件試乗の実施場所において他の出展社と同時に本件試乗を実施してはならないものとする。

第3条(管理責任等)

1. 甲は、試乗者に対し、あらかじめ、試乗の際の注意事項を十分説明したうえ、本件試乗に関する安全管理を行うものとする。
2. 甲は、試乗者に対し、本件試乗に関し、試乗者を含めた来場者の安全管理に万全を期すものとする。
3. 甲は、本件試乗に関し、万一事故が発生した場合には、直ちに本件イベントの運営事務局に対し、当該事故の発生を知らせるとともに、当該事故対応の一切を行うものとする。
4. 甲は、法令を遵守して本件試乗を実施するものとし、本件試乗の実施に関して必要な許認可がある場合、あらかじめこれを取得する。
5. 本件試乗に起因又は関連して甲又は乙が試乗者又は第三者から請求、クレーム、訴訟その他の権利主張(以下「権利主張等」という。)を受けた場合、甲は、自らの費用と責任においてこれを解決し、乙に一切の損害、損失、費用その他の迷惑を及ぼさないものとする。
6. 本件試乗に起因又は関連して乙が損害、損失又は費用(第三者からの権利主張等及び合理的な弁護士費用を含む。)を蒙った場合、甲は、乙に対し、直ちにこれを賠償又は補償する。
7. 前各項のほか、甲は、本件試乗に関し一切の責任を負うものとし、乙に対し、本件試乗に関し、一切の迷惑を及ぼしてはならないものとする。

第4条(乙の免責)

1. 乙は、本件指定場所における本件試乗に関する出展社間の調整、試乗者の募集並びに試乗者に対する説明、状況確認、整理、誘導及び所持品の管理その他本件試乗に関する管理を行わないものとする。
2. 前項のほか、乙は、本件試乗に関し、一切の責任を負わないものとする。

第5条(付保)

1. 甲は、本件試乗に関し、必要な保険にあらかじめ加入し、本件試乗に関連するリスクに備えるものとする。
2. 前項に定める保険加入の有無にかかわらず、本件試乗に関し、試乗者を含め、来場者に損害、損失又は費用が生じた場合、甲が一切の責任を負うものとし、乙は一切の責任を負わないものとする。

第6条（雑則）

1. 本覚書は、日本法に準拠し、同法に従って解釈される。
2. 本覚書又は本件試乗に関連する甲と乙の間の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
3. 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

上記合意の成立を証するため、本覚書2通作成のうえ、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年 月 日

甲：

乙： 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー12F
株式会社ナノオプト・メディア
代表取締役社長 藤原 洋